

衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表) 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 2月8日(日)



この選挙は、これからの政治を決めるとても大切な選挙です。明るい選挙を心がけ、大切な一票を投じましょう。
今回の選挙では入場整理券は1人1枚のハガキです。

投票所

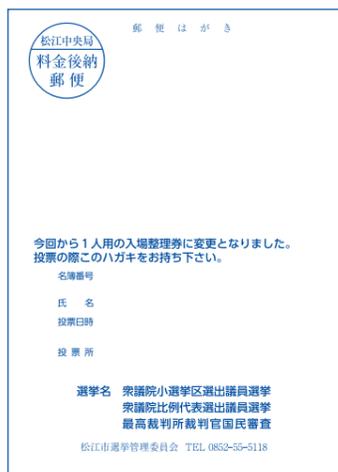
投票所は、事前に送付する入場整理券に記載していますので、ご確認ください。
また、市のホームページでも、投票所一覧を掲載していますので、ご利用ください。

松江市ホームページ 検索 [行政情報](#) [選挙](#) [松江市内の投票区・投票所一覧](#)



入場整理券の宛名の下に投票所名を記載しております。よくお確かめのうえ、お出かけください。

下表の投票区については投票所が変更になりますので、ご注意ください。



投票区	投票所	
	今回 2月衆議院選挙	前回 7月参議院選挙
松江第9	やすらぎの家	松江ろう学校(体育館)
松江第39	乃木福富町公民館	乃白町ふれあいセンター
松江第46	大川端公民館	熊山公民館
鹿島第6	鹿島福祉センター鹿島ふれあい館(会議室)	JALまね鹿島支店
玉湯第2	布志名公民館	布志名遊園地集会所

投票できる人

今回松江市内の各投票所で投票することができるのは、18歳以上の日本国民で、1月26日現在で松江市に住所を有してから3ヶ月以上を経過している人です。具体的には次のとおりです。

年齢

平成20年2月9日以前の出生者。

転出者

令和7年10月8日以降の転出者。

但し、転出先の名簿に登録された者は、松江市の選挙人として投票することはできません。

転入者

令和7年10月26日以前の転入届者。

市内転居者

1月20日以降に転居届を出した人は、前住所地の投票所での投票となります。

投票の方法・投票時間

投票方法

- 受付に入場整理券を出します。(入場整理券がないときはお申し出ください。)
- 係員が名簿と照合します。
- まず、「小選挙区選挙」の投票用紙を受け取ります。記載台で投票しようと思う1人の候補者名を投票用紙に記入し、指定の投票箱に入れてください。
- 次に「比例代表選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」の二つの投票用紙を受け取り、同じ記載台で一度に記入します。「比例代表選挙」の投票用紙には投票しようと思う1つの政党名を、また「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙にはやめさせたいと思う裁判官の氏名の上の欄に×印を記入し、それぞれ指定の投票箱に入れてください。
なお、候補者の氏名以外に「必勝」「当選」などを記入したり、氏名の下に「へ」「に」「さんへ」などを記入した投票は、無効となります。

投票時間

投票時間は7時から20時までです。但し、各支所と大野地区、秋鹿地区、忌部地区、本庄地区の投票所では、投票終了時刻を繰り上げ、19時までとします。

点字で投票する人は

投票用紙を受け取る前に、係員にその旨をお申し出ください。

点字器は投票所に備えてありますが、使い慣れた点字器をお持ちの人は、持参して使用されてもかまいません。点字による候補者名簿等も用意していますので、必要な人は係員にお申し出ください。

代理投票

心身の障がい等のため、自分で投票用紙に候補者名や政党名を記載できない人は、投票所で定める代理者が代わって記載する制度がありますので、係員にその旨お申し出ください。

期日前投票

○投票日当日、用事などの理由のある人は、期日前投票ができます。

○入場整理券が届いている場合はお持ちください。

○松江市の有権者であれば、本庁・各支所・イオンのどこでも期日前投票ができます。

○事前に入場整理券裏面の宣誓書を記入していただくと受付時間が短縮されます。

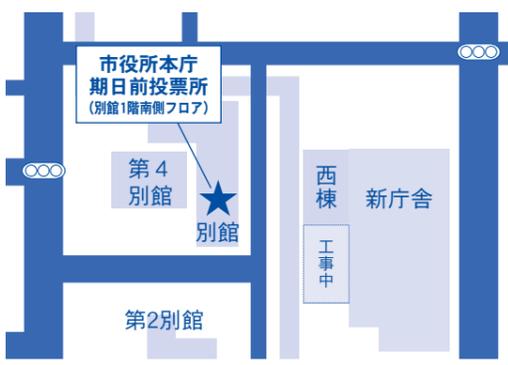
入場整理券の裏面に、宣誓書欄があります。	令和8年 月 日
	ふりがな
	氏名
	生年月日 平・昭・大・明 年 月 日
住所	松江市

期日前投票所/期間

1月28日(水)～2月7日(土)
8時30分～20時

市役所本庁 別館1階南側フロア

市役所本庁期日前投票所(別館1階南側フロア)地図



1月31日(土)～2月7日(土)
8時30分～20時
ただしイオンは9時～20時

鹿島公民館	3階会議室
島根公民館	展示ホール
美保関支所	2階201会議室
八雲支所	1階会議室
玉湯支所	1階ロビー
宍道公民館	会議室
八束公民館	ピオニホール
ヨリアーナ東出雲	公民館会議室3
イオン松江ショッピングセンター	新館1階吹抜け広場

【最高裁判所裁判官国民審査は2月1日(日)～2月7日(土)】

不在者投票

○指定病院等での不在者投票

指定病院・老人ホーム等で入院・入所の人は、その施設で不在者投票ができます。事前に、その施設の担当者にお問い合わせください。

なお、不在者投票期間は、期日前投票と同じですが、時間は、8時30分から17時です。

○重度身体障がい者の郵便等投票

下枠の障がい者に該当する人で投票所に行くことができない人は、自宅等で「郵便等による不在者投票」をすることができます。この場合、あらかじめ市選管から郵便等投票証明書の交付を受け、2月4日(水)までに所定の請求書に本人が署名をして投票用紙を請求してください。

- 1.身体障害者手帳の所持者で、両下肢、体幹、移動機能の障がい者が1級か2級の人、又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい者が1級か3級の人。免疫・肝臓の障がい者が1級から3級の人。
- 2.戦傷病者手帳の所持者で両下肢、体幹の障がい者が特別項症から第2項症までの人、又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい者が特別項症から第3項症までの人。
- 3.介護保険法に規定する要介護者で、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人。

○他市町村で行う不在者投票

出張・旅行等で居住地を不在とし、松江市で投票日当日の投票や期日前投票ができない人は、滞在地の他市町村で不在者投票ができます。事前に松江市選管(本庁)に投票用紙を請求してください。

なお、不在者投票期間及び時間は、滞在地の市町村選管にお問い合わせください。

☆代理人に記載させることができる人

左記に該当する人で、下枠の障がいがある人は、本人に代わって代理人が自宅等で投票用紙に記載することができます。この場合、あらかじめ市選管から代理記載用の郵便等投票証明書の交付を受け、2月4日(水)までに所定の請求書に代理人が署名をして投票用紙を請求してください。

- 1.身体障害者手帳の所持者で、上肢、視覚の障がい者が1級の人。
- 2.戦傷病者手帳の所持者で、上肢、視覚の障がい者が特別項症から第2項症までの人。

入場整理券

今回から1人用の入場整理券に変更となりました。投票の際はハガキをお持ちください。入場整理券を紛失したとき等は、投票所の係員にお申し出ください。転居等によって入場整理券が松江市選管に郵送戻りする場合があります。入場整理券がなくても「投票できる人」欄に該当する人は投票できますのでお問い合わせください。

選挙公報の配布

選挙公報は、2月6日(金)までに新聞折り込み等で配布しますが、万一届かないときは、市役所本庁、各支所、各公民館及び各投票所にも備えていますのでご利用ください。また、県のホームページにも掲載する予定ですのでご活用ください。また、松江市のホームページから県のホームページへのリンクがありますのでご活用ください。新聞未購読世帯で自宅への直送を希望される方は選挙管理委員会(☎:55-5118)までご連絡ください。

県のホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/senkyo/> 市のホームページ <https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/senkyokanriinkajimukyoku/senkyo/>

開票

2月8日(日) 21時からくにびきメッセで行う予定です。

【お問い合わせ】松江市選挙管理委員会事務局 ☎55-5118